

鳥取県再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新たに再生可能エネルギー（バイオマス、水力、地熱及び地中熱）や開発途上の自然エネルギー（波力、潮汐力及び温度差エネルギー等）を利用した発電事業等を計画する事業者が実施する事業可能性調査に必要な費用を支援することで、本県における再生可能エネルギーの導入促進を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象者は、前条の事業可能性調査を鳥取県内で実施する事業者（国及び地方公共団体を除く。また、鳥取県内に本店、支店、営業所、事務所その他の名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有し、鳥取県内において事業を主体的に営む能力を有している者に限る。）とする。

(予定地域の承認)

第4条 本補助金の交付を受ける者は、あらかじめ発電事業等を予定している地域（自治会単位以上の地域で、発電事業等の予定地の属する地域並びに発電事業等により生活及び自然環境等への影響が予想される地域をいう。以下「予定地域」という。）を選定した上で、様式第1号による選定承認申請書を生活環境部長に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 予定地域の承認は、原則として、承認申請を受けた日から15日以内に行い、様式第2号により通知するものとする。
- 3 生活環境部長は、予定地域を承認することができないと認めるときは、承認申請した者に対し、予定地域の承認をしない旨及びその理由を通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業で同表の第2欄の要件を満たすもの（以下「補助事業」という。）を行う第3条の者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）の合計額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）以下とし、上限は別表の第5欄に掲げる額とする。また、事業実施期間は、別表の第6欄に定める期間とする。
- 3 本補助金とは別に補助金等を受けている場合は、重複する対象経費を補助対象としないものとする。
- 4 なお、本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第

2条第1項に規定する「事業者」の定義に従い、「県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者」をいう。以下同じ。)への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、生活環境部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第3号及び様式第4号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第3号及び第4号によるものとする。

(進捗状況報告の時期等)

第9条 補助事業者は、各年度の9月30日現在における補助事業の進捗状況を、当該年度の10月15日までに、様式第6号により知事に報告しなければならない。ただし、当該年度の9月30日までに補助事業を完了、中止又は廃止したときは、この限りではない。

2 補助事業者は、規則第17条第3項の規定による進捗状況を、各年度の翌年度の4月15日までに、様式第6号により知事に報告しなければならない。

(現地調査等)

第10条 生活環境部長は、前条第1項の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、指定した職員により現地調査をさせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

2 生活環境部長は、前条第2項の報告があったときは、指定した職員により現地調査等を行うこととし、補助対象経費が適正に支出されていると認めるときは、支払実績額に基づき交付決定額の範囲内で補助金を支払うものとする。

3 規則第20条第1項の申出は、様式第8号により行うものとする。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日

(2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の 4 月 1 5 日

2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 7 号及び様式第 4 号によるものとする。

(財産の処分制限)

第 1 2 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、生活環境部長が別に定める期間）とする。

2 規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が 5 0 0 千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 規則第 2 5 条第 2 項の規定による承認を受けるにあつては、処分の事前に様式第 9 号により申請するものとする。

4 第 7 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。

(収益納付)

第 1 3 条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があつたときは、当該収入があつたことを知った日から 1 5 日以内に知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一分に相当する額を県に納付するように指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(補助事業の報告等)

第 1 4 条 補助事業者は、補助事業の調査結果を報告するものとし、県は必要によりその報告書を公表できるものとする。

2 生活環境部長は必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況又は調査結果について報告又は発表をさせることができる。

(雑則)

第 1 5 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 2 5 年 9 月 1 0 日から施行し、平成 2 5 年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年8月28日から施行し、平成26年度事業から適用する。ただし、平成25年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお、従前の例による。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。ただし、平成26年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお、従前の例による。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。ただし、平成28年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお、従前の例による。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。ただし、平成29年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお、従前の例による。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。ただし、平成30年度までに補助金交付決定をした補助事業については、なお、従前の例による。

別表

1 補助事業	2 要件等	3 補助率対象経費		4 補助率	5 補助上限額	6 事業実施期間
		区分	内容			
再生可能エネルギー（バイオマス ^(注1) （バイオマス依存率 ^(注2) 60%以上の場合に限る。）、水力、地熱及び地中熱）や開発途上の自然エネルギー（波力、潮汐力及び温度差エネルギー等）を活用した発電事業等（熱利用を含む。）可能性調査	(1) 1発電所当たり2,000kW未滿とする。 (2) 当補助金の申請時までに、予定地域へ事業計画を説明し、調査を実施することについて同意を得ていること。	1 機器・設備費	機器・設備の借用及び外部施設等の利用に係る経費	3分の1	3,000千円	補助金交付決定年度の翌年度末まで
		2 委託費	委託に要する経費			
		3 外注加工費	外注加工に要する経費			
		4 外部技術者指導受入経費	補助事業者自らが技術的ノウハウを得るための外部専門家受入に必要な経費（指導者への旅費、謝金等）			
		5 直接人件費	事業可能性調査に直接従事する従業員、アルバイト等の事業可能性調査に従事する時間の給与、賃金相当額			
		6 その他の経費	その他事業可能性調査に必要と認められる経費（職員旅費、文献等調査費、事務雑費（事務用品等の通常使用する備品、消耗品の取得は不可）など）			

(注1) バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるものをいう。（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）

(注2) バイオマス依存率 = $\frac{(C \times D)}{\{(C \times D) + (E \times F)\}} \times 100$

C : バイオマス利用量 (Nm³/h または kg/h)

D : バイオマス低位発熱量 (MJ/Nm³ または MJ/kg)

E : バイオマス以外の混焼燃料利用量 (Nm³/h または kg/h)

F : バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量 (MJ/Nm³ または MJ/kg)

(注3) 上記対象経費のうち、工事請負費及び委託費については、県内事業者が施工し、又は実施するものに限る。また、特別高圧での連系のために追加が必要となる工事請負費及び委託費については、上記に加えて補助対象事業者が県内事業者に発注したのものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と知事が認めた場合は、この限りでない。

鳥取県生活環境部長

様

住所

企業・団体名

代表者職氏名

印

年度鳥取県再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金予定地域選定承認申請書

鳥取県再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金に係る予定地域を下記のとおり選定したので、鳥取県再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金交付要綱第4条第1項の規定により、申請します。

記

1 事業可能性調査の概要

①発電所所在地：	市町村	地内
②種別：		
③計画最大出力（kW）：		kW
④調査実施予定期間：	年 月 日～	年 月 日

・事業計画地の位置図を添付すること。

2 発電事業等を予定している地域

項目	内容
選定した発電事業等を予定している地域	※地域の単位が分かる名称で記載すること。（〇〇集落、〇〇自治会、〇〇市など）
選定理由	

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

様

鳥取県生活環境部長

印

年 月 日付で承認申請のあった鳥取県再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金に係る予定地域の選定について、鳥取県再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金交付要綱第4条第2項の規定により、承認します。

記

(承認する予定地域名)

年度再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金事業計画書

1 対象補助事業
2 事業期間 年 月から 年 月まで（ ヶ月間）
3 今回行おうとする事業可能性調査内容
4 事業可能性内容の新規性
5 事業化の見通し
6 事業可能性調査実施体制
7 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無 ※他の補助金等の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金等名やその事業内容、当該補助金等に係る問い合わせ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

（添付書類）

- ・ 事業実施工程表（様式は任意）
- ・ 事業計画地の位置図
- ・ 第4条第2項の規定による承認通知の写し
- ・ 予定地域へ事業計画を説明し、調査を実施することについて同意を得ていることが分かる資料（地域の代表者から書面による同意を得ているものに限る。）
- ・ その他知事が必要と認める書類（県内事業所に従業員等が常駐していることを証する資料など）

様式第4号（第6条、第8条、第11条関係）

年度再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金事業収支予算（決算）書

1 収入の部

単位 [円]

	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合計		

2 支出の部

単位[円]

経費区分	内容 (名称、単価、数量を記載)	補助事業に 要する経費	補助対象経 費	補助金 所要額	備考
機器・設備費				/	
委託費					
外注加工費					
外部技術者指 導受入経費					
直接人件費					
その他の 経費					
合計					

(注) 1 複数年度にまたがる場合は、年度ごとの資金計画を添付すること。(様式は任意)

2 単価及び数量の根拠資料を添付すること。

3 その他

・消費税及び地方消費税の取扱い

補助対象経費に消費税及び地方消費税は含めていません。

※補助対象経費を確認のうえ、を入れてください。

年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は、「 年度再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金交付要綱（平成24年3月30日付第201100203726号鳥取県生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

住所
 企業・団体名
 代表者職氏名 印

年度再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた事業の進捗状況について、年 月 日現在の進捗状況を、再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金交付要綱第9条第1項（第2項）の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の進捗状況

補助金等の名称	再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金
対象補助事業	
事業内容	1 実施した内容 2 事業成果（ 年 月 日現在） 3 今後の予定

※実施した内容について完結に記載すること。

2 予算の執行状況

単位[円]

		算定基準額	交付決定額
交付決定			
初年度の実績額	9月		
	3月		
次年度の実績額	9月		
	3月		
今後の執行予定			

- (注) 1 実績報告書の収支決算書に準じた明細（任意の様式で可）を添付すること。
 2 不要な欄は削除すること。

年度再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金事業報告書

1 対象補助事業
2 事業期間 年 月から 年 月まで（ ヶ月間）
3 今回実施した事業可能性調査内容
4 事業内容の成果
5 今後の事業化に向けた計画

（注）記載できない場合は、別途別紙に記載すること。

（添付書類）

- ・事業実施工程表（様式は任意）
- ・事業計画地の位置図
- ・その他知事が必要と認める書類（県内事業所に従業員等が常駐していることを証する資料など）

鳥取県知事 様

住所
企業・団体名
代表者職氏名

印

年度再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金の支払いに係る届出書

年 月 日付第 号による交付決定に係る再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金の支払について、鳥取県補助金等交付規則第20条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

単位[円]

補助事業等の名称	再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金
対象補助事業	
交付決定額	
支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額	
支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由	
添付書類	資金計画書

鳥取県知事 様

住所
企業・団体名
代表者職氏名

印

取得財産処分承認申請書

年度再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、再生可能エネルギー活用事業可能性調査支援補助金要綱第12条の規定により下記のとおり申請します。

記

対象補助事業	
品目及び取得年月日	
取得価格及び時価	
処分の内容	